第百二十号議案

する条例の一部を改正する条例特別職の職員の給与、旅費、費用弁償の額並びにその支給方法に関

特別職の職員の給与、 旅費、 費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条

第一条 台市条例第三十五号) 特別職の職員の給与、 の一部を次のように改正する。 旅費、 費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例 (昭和三十一年仙

第九条第三項中 「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第二条特別職の職員の給与、 に改正する。 旅費、 費用弁償の額並びにその支給方法に関する条例の一部を次のよう

第九条第三項中 「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

行する。 この条例は、 令和三年十二月一日から施行する。 ただし、 第二条の規定は、 令和四年四月一日から施

理中

この条例案を提出する理由である。 勤の監査委員等の期末手当の支給割合を改定するため、 国及び他の地方公共団体の特別職の職員並びに本市の一般職の職員の給与の改定措置等を考慮し、 現行条例の一部を改正する必要がある。これが、

第百二十一号議案

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 る。 市長等の給与に関する条例 (昭和三十一年仙台市条例第三十六号)の一部を次のように改正す

第四条第三項中 「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・ 五」に改める。

第二条 市長等の給与に関する条例の 一部を次のように改正する。

第四条第三項中 「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附則

行する。 この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、 令和四年四月一日から施

理由

案を提出する理由である。 長等の期末手当の支給割合を改定するため、 国及び他の地方公共団体の特別職 の職員並びに本市の一般職の職員の給与の改定措置等を考慮し、 現行条例の 部を改正する必要がある。 これが、 この条例 市

第百二十二号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

「百分の六十二・五」を 「百分の七十二・五」を 「百分の九十二・五」に改め、 第十九条の五第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、 職員の給与に関する条例 「百分の五十二・五」に改める。 「百分の六十二・五」に、 (昭和二十六年仙台市条例第六十五号)の一部を次のように改正する。 同条第三項中 「百分の百二十七・五」を「百分の百十二・五」に、 「百分の百七・五」 を 「百分の九十二・五」 「百分の百七・五」を

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

を「百分の六十七・五」に、 分の百」に改め、 「百分の五十七・五を」に改める。 第十九条の五第二項中 同条第三項中「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、 「百分の百十二・五」を「百分の百二十」に、 「百分の九十二・五」を「百分の百を」に、 「百分の九十二・ 「百分の五十二・五」を 「百分の六十二・五」 五 を 百

阿目

行する。 この条例は、 令和三年十二月一日から施行する。 ただし、 第二条の規定は、 令和四年四月 日 カン

理由

を改正する必要がある。 団体の職員の給与の改定措置等を考慮し、 人事委員会の市議会及び市長に対する職員の給与等に関する報告及び勧告並びに国及び他の これが、 この条例案を提出する理由である。 職員の期末手当の支給割合を改定するため、 現行条例の一部 地方公共